

## 被扶養者認定提出書類チェックリスト（特別認定）

組合員番号	の被扶養者	続柄	
組合員氏名		被扶養者 氏名	

所属所名		担当者名	
------	--	------	--

※必ず所属所（共済事務担当者）において、被扶養者申告書の提出時に状況を確認してチェック☑を付し、このリストを提出してください。

※主な必要書類を記載しております。個々の状況によりこれ以外の書類の提出が必要となる場合がありますので、ご承知おきください。

※市町村民税課税所得証明書は原本が必要です（認定時は原本）。

課税所得証明書については、発行役場ごとに様式が異なりますが、課税所得証明書として、一人一葉（個人毎）の証明書を提出してください。

（提出範囲・・・同一生計世帯全員。ただし、15歳未満の子や扶養義務順位の低い父母や兄弟は不要。

具体例は「組合員及び被扶養者の資格認定・取消等に係るQ&A」を参照すること。

※組合員に必要書類を説明する際にもこのリストを活用してください。

### 1 共通提出書類（申請者全員が提出する書類）

	チェック
被扶養者認定申告書 正規・再任用は一般用 臨任・会計年度は短期	
戸籍謄本	
扶養理由書	
個人番号報告書	
※出生のため後日 (1か月以内に提出してください)	
市町村民税課税所得証明書	

連絡事項等あればこちらに記載（不足書類の提出できる月日等、共通提出書類以外も）

## 2 事実発生が確認できる書類

<input type="checkbox"/> 出生	不要	チェック
<input type="checkbox"/> 離職 (雇用保険の受給の予定が)	離職の日がわかるもの 受給 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
<input type="checkbox"/> 雇用保険の受給	雇用保険受給資格者証の写し (全面)	
<input type="checkbox"/> 扶養者の変更		
・別居	組合員同士でない場合は、扶養を取り消したことがわかるもの 組合員同士は不要 (同時に提出のこと)	
・離婚協議等	組合員同士でない場合は、扶養を取り消したことがわかるもの 組合員同士は不要 (同時に提出のこと)	
・収入逆転による付け替え	事実発生日がわかるもの (収入状況比較も)	
<input type="checkbox"/> その他	事実発生日がわかるもの	

## 3 状況により必要となる書類

### 1 配偶者以外を認定申告する場合 ※主たる生計維持者であることの確認

<input type="checkbox"/> 組合員以外の扶養者の有無		
<input type="checkbox"/> 無	不要	チェック
<input type="checkbox"/> 有 (他が扶養しない場合)	他の被扶養協議者の申立書	
<input type="checkbox"/> 有 (他に扶養する人がいる場合)	所得比較の証明書	

### 2 組合員と別居の者 (配偶者以外) を認定申告する場合 ※送金額の確認

<input type="checkbox"/> 組合員と別居のものを申告 (子については22歳の年度末までの方を除く)		チェック
	組合員からの送金を確認できるもの (通帳の写しor振込通知書など) (手渡しは不可)	
	他が送金している場合は送金がわかるもの	

### 3 配偶者を認定申告する場合 ※65歳以上の組合員は対象外

<input type="checkbox"/> 配偶者が20歳以上60歳未満	国民年金第3号被保険者関係届 (配偶者が20歳以上60歳未満の場合)	
---	---------------------------------------	--

### 4 被扶養者が学生の場合

<input type="checkbox"/> 被扶養者が大学、専門学校等に在籍 (高校生以下の場合には不要)	在学証明書 <input type="checkbox"/> 高校生以下である	
---	--	--

### 5 申請が30日以上経過した場合

<input type="checkbox"/> 事実発生日より30日以上経過	理由書 (申立書)	
---	-----------	--

**(注1) 戸籍謄本について**

・組合員との続柄が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）が必要となります。

・配偶者、子以外は、扶養義務者が確認できる戸籍謄本が必要となります。

チェック

配偶者

配偶者の戸籍謄本

内縁関係の場合は住民票も併せて提出

子

子の戸籍謄本

配偶者が不在の場合、死亡、離婚等がわかる除籍謄本、改姓原戸籍等。組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本も併せて提出

孫

孫、子の戸籍謄本

組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※

父・母

父母の戸籍謄本

組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※

兄弟姉妹

兄弟姉妹の戸籍謄本

組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※

祖父母

祖父母の戸籍謄本

組合員の記載がない場合は併せて組合員の戸籍謄本 ※

その他

組合員との続柄が確認できる戸籍謄本

※ 他の扶養義務者が戸籍謄本でわからない場合は、改姓原戸籍等わかるものがが必要です。

**(注2) 認定対象者の所得に関する書類について**

チェック

就職をしている場合（給与以外も収入あり）

雇用証明書（雇用契約書等）

（正規・アルバイト・パート等）

給与支払（見込）証明書

就職をしている場合（給与のみ）

労働条件通知書

（正規・アルバイト・パート等）

給与収入のみである旨の申告書

就職をしている場合（給与のみ）

雇用証明書（雇用契約書等）

（労働条件通知書で年額が確認できない場合）

給与支払（見込）証明書

退職をしているが所得証明書に

退職日がわかるもの

金額が記載されている場合

公的年金・個人年金

該当年の年金証書、年金振込通知書、改定通知書等

（遺族年金・障害年金も含む）

事業収入、農業収入がある場合

最新の確定申告書及び収支内訳書

株等の配当がある場合

配当がわかる書類等

（源泉徴収をされている場合）

雇用保険を受給している場合

雇用保険受給資格者証の写し（全面）

- ※ 学生で所得がある場合は「就職をしている場合」と同じ書類を提出してください。
- ※ その他状況により、所得の状況が確認できる書類の提出が必要になります。
- ※ 課税所得証明書に所得が記載されている場合は必ず所得について確認してください。
- ※ 被扶養者の年間所得は130万円未満（60歳以上及び障害年金受給資格対象者は180万円未満、もしくは12月31日現在19～22歳は150万円）です。

**(注3) 認定対象者が国外に居住していることに関する書類について**

		チェック
アルバイト等をしている場合	在学証明書（学生証）	
	ビザ	
	雇用がわかるもの	
	給与支払（見込）証明書	

- ※ 翻訳したものを添付してください
- ※ 給与については、支払われた証明から転記して作成したものも可能  
（ただし、給与支払い時の円換算をしたものも添付のこと）